

大口町告示第86号

大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月24日

大口町長 鈴木雅博

大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成30年大口町告示第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は補助人」を「、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人」に改める。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により本町が措置を実施している者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項の規定により本町が同項各号に掲げる措置を実施している者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第2項の規定により本町の者として保護が実施されている者
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により本町が同項各号に掲げる措置を実施している者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定により本町が行う介護保険の被保険者とされた者
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により本町が介護給付費等の支給決定を行った者

第3条第3項中「他の市町村において成年後見制度利用支援事業の対象となる者は本要綱の適用から除外する」を「他市町村と本町との間で支援の主体について疑義が生じたときは、当該市町村と協議の上決定する」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(支援の種類) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 成年後見人、保佐人、<u>補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人</u>（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬（以下「後見人等に対する報酬」という。）の支援 (審判請求の対象者) 第3条 略 2 略 (1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により本町が措置を実施している者</u> (2) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項の規定により本町が同項各号に掲げる措置を実施している者</u> (3) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第2項の規定により本町の者として保護が実施されている者</u> (4) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定により本町が同項各号に掲げる措置を実施している者</u> (5) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定により本町が行う介護保険の被保険者とされた者</u> (6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的</u>	(支援の種類) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 成年後見人、保佐人又は<u>補助人</u>（以下「後見人等」という。）の業務に対する報酬（以下「後見人等に対する報酬」という。）の支援 (審判請求の対象者) 第3条 略 2 略 (1) <u>老人福祉法第5条の4第1項ただし書の規定により本町が措置を行うものとされている65歳以上のもの</u> (2) <u>本町の被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）であって、同法第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者又は特定継続入所被保険者であるもの</u> (3) <u>本町の自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付をいう。以下同じ。）の決定を受けている障がい者であって、同法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者又は継続入所障害者であるもの</u>

新	旧
<u>に支援するための法律（平成１７年法律第 １２３号）第１９条第３項又は第４項の規 定により本町が介護給付費等の支給決定を 行った者</u> ３ 前２項の規定にかかわらず、<u>他市町村と本 町との間で支援の主体について疑義が生じた ときは、当該市町村と協議の上決定する。</u>	３ 前２項の規定にかかわらず、<u>他の市町村に おいて成年後見制度利用支援事業の対象とな る者は本要綱の適用から除外する。</u>